

## 平成28年度 茨城県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度茨城県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成28年度茨城県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第2号中「418人」を「406人」に、「152,570人」を「148,190人」に、「1,004人」を「1,044人」に、「243,972人」を「253,692人」に、同条第2項第2号中「244人」を「226人」に、「89,060人」を「82,490人」に、「293人」を「280人」に、「71,199人」を「68,040人」に、同条第3項第2号中「106人」を「104人」に、「38,690人」を「37,960人」に、「185人」を「180人」に、「44,955人」を「43,740人」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)		(計)
	収	入			
第1款 本庁事業収益	169,947千円		△	10,307千円	159,640千円
第1項 医業外収益	169,947千円		△	10,307千円	159,640千円
第2款 中央病院事業収益	17,529,799千円			105,168千円	17,634,967千円
第1項 医業収益	14,521,421千円			51,307千円	14,572,728千円
第2項 医業外収益	2,998,378千円			53,861千円	3,052,239千円
第3款 ころの医療センター事業収益	3,993,890千円		△	188,962千円	3,804,928千円
第1項 医業収益	3,054,656千円		△	96,744千円	2,957,912千円
第2項 医業外収益	938,234千円		△	91,341千円	846,893千円
第3項 特別利益	1,000千円		△	877千円	123千円
第4款 こども病院事業収益	1,173,775千円			17,524千円	1,191,299千円
第1項 医業収益	27,563千円			1,685千円	29,248千円
第2項 医業外収益	1,145,212千円			16,708千円	1,161,920千円
第3項 特別利益	1,000千円		△	869千円	131千円
		支		出	
第1款 本庁事業費用	169,947千円		△	6,383千円	163,564千円
第1項 医業費用	166,946千円		△	6,374千円	160,572千円
第2項 医業外費用	10千円		△	9千円	1千円
第2款 中央病院事業費用	17,608,878千円			273,240千円	17,882,118千円
第1項 医業費用	17,343,983千円			297,580千円	17,641,563千円
第2項 医業外費用	234,895千円		△	14,340千円	220,555千円
第3項 特別損失	20,000千円		△	10,000千円	10,000千円
第3款 ころの医療センター事業費用	4,127,121千円		△	189,037千円	3,938,084千円
第1項 医業費用	4,037,910千円		△	187,775千円	3,850,135千円
第2項 医業外費用	62,844千円		△	808千円	62,036千円

第3項 特別損失	25,367千円	△	454千円	24,913千円
第4款 こども病院事業費用	1,180,391千円		81,289千円	1,261,680千円
第1項 医業費用	1,090,825千円		88,825千円	1,179,650千円
第2項 医業外費用	78,566千円	△	4,996千円	73,570千円
第3項 特別損失	1,000千円		6,460千円	7,460千円
第4項 予備費	10,000千円	△	9,000千円	1,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「959,798千円」を「839,152千円」に、「616,719千円」を「577,891千円」に、「343,079千円」を「261,261千円」に改める。

(科目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 中央病院資本的収入	2,643,332千円	△	190,000千円	2,453,332千円
第1項 企業債	2,110,900千円	△	190,000千円	1,920,900千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	620,882千円	△	7,645千円	613,237千円
第1項 企業債	520,600千円	△	9,700千円	510,900千円
第3項 国庫補助金	－千円		2,055千円	2,055千円
第3款 こども病院資本的収入	1,270,459千円	△	72,800千円	1,197,659千円
第1項 企業債	1,128,400千円	△	72,800千円	1,055,600千円
	支	出		
第1款 中央病院資本的支出	3,264,881千円	△	304,713千円	2,960,168千円
第1項 建設改良費	2,409,369千円	△	304,713千円	2,104,656千円
第2款 こころの医療センター 資本的支出	782,687千円	△	13,597千円	769,090千円
第1項 建設改良費	581,728千円	△	13,597千円	568,131千円
第3款 こども病院資本的支出	1,446,903千円	△	72,781千円	1,374,122千円
第1項 建設改良費	1,128,552千円	△	72,781千円	1,055,771千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中限度額「2,110,900千円」を「1,920,900千円」に、「520,600千円」を「510,900千円」に、「1,128,400千円」を「1,055,600千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「11,967,769千円」を「12,145,307千円」に、「670千円」を「410千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第7条 予算第9条第1項中「2,562,741千円」を「2,695,485千円」に、「35,929千円」を「24,803千円」に、「49,503千円」を「30,401千円」に、「2,648,173千円」を「2,750,689千円」に、同条第2項中「171,521千円」を「157,743千円」に、「29,871千円」を「28,115千円」に、「941千円」を「860千円」に、「202,333千円」を「186,718千円」に改める。